

## 正誤表

本書に以下のような間違いがございました。お詫びして訂正いたします。

同文書院

ページ	誤	正
p.16 表1-3 (上から5行目)	第2章 <b>ねれい</b>	第2章 <b>ねらい</b>

p.40 表

幼稚園	保育所
<p><b>教育基本法</b> (公布)</p> <p>第一章 教育の目的及び理念 第二章 教育の実施に関する基本, 第11条 幼児期の教育</p> <p><b>学校教育法</b> (公布)</p> <p>第三章 幼稚園 第22条—幼稚園教育の目的 第23条—幼稚園教育の目標 第24条—家庭・地域との連携 第25条—教育課程・保育内容の決定 第26条—入園できる年齢</p> <p><b>学校教育法施行規則</b> (通知)</p> <p>第三章 幼稚園 第37条—教育週数 39週 第38条—幼稚園の教育課程</p> <p><b>幼稚園教育要領</b> (告示)</p> <p>第一章 総則 ・幼稚園教育の基本 ・教育課程の編成 ・教育課程に係わる教育時間 終了後等に行う教育活動など</p> <p>第二章 ねらい及び内容 第三章 指導計画及び教育課程に係わる教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項</p>	<p><b>児童福祉法</b> (公布)</p> <p>第三章 事業及び施設 第39条—保育所は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。</p> <p><b>児童福祉施設最低基準</b> (通知)</p> <p>第五章 保育所 第35条—保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣がこれを定める。</p> <p><b>保育所保育指針</b> (告示)</p> <p>第一章 総則 ・趣旨 ・保育所の役割 ・保育の原理 第二章 子どもの発達 第三章 保育の内容 (ねらい及び内容) 第四章 保育の計画及び評価 第五章 健康及び安全 第六章 保護者に対する支援 第七章 職員の資質向上</p>